



島根県報

平成29年12月12日（火）

号外 第 145 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

告 示

島根県告示第670号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三隅美都線	浜田市三隅町河内248番3地先から同番2地先まで	メートル 97.00	平成29年 12月12日	浜田県土整備事務所	
〃	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷924番4地先から同748番1地先まで	242.63	平成29年 12月15日	隠岐支庁県土整備局	